

# 生涯にわたるウェルビーイングの向上に資する 保育の充実について



## 1. 現状について

- 令和5年4月、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども基本法」が施行した。また同年12月には、「はじめの100か月の育ちビジョン」においても、こどもが権利の主体であること、そして、乳幼児期が生涯にわたるウェルビーイングの基盤となること等が示された。
- このようなことも踏まえ、今後、全ての乳幼児に格差なく質の高い保育・教育を保障し、乳幼児一人一人のよさや可能性を見いだしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育んでいくことが必要である。
- また、多様性の包摂、共生社会の実現に向けては、障害のある乳幼児に対する合理的配慮の提供や、外国籍等の乳幼児への文化的・言語的背景を踏まえた対応が求められており、特別な配慮を必要とする乳幼児への適切な援助が一層重要となっている。

## 2. 乳幼児一人一人を尊重した援助の充実

### ① 養護と教育の一体性に関する課題

- 現行の保育所保育指針等では、乳幼児が現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、乳幼児一人一人に対して、十分に養護の行き届いた環境の下、くつろいだ雰囲気の中で様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること等が重要であると示されている。
- 一方で、保育所等における保育は、「養護及び教育を一体的に行うこと」とされているものの、その意味や具体的な実践の在り方については、現場によって理解の程度にばらつきがあり、実践上の混乱が生じているとの指摘もある。

### ② 乳幼児一人一人の興味や関心に応じた保育・教育の実践に関する課題

- 全ての乳幼児に格差なく質の高い保育・教育を保障するためには、一人一人の状況や発達過程等を踏まえた丁寧な理解に基づく援助を行うことが重要である。
- しかし、一部の幼児教育施設では、乳幼児一人一人の思いを置き去りにした一方的な指導が行われているといった指摘がある。

### ③ 特別な配慮を必要とする乳幼児への援助に関する課題

- 近年、障害のある乳幼児や外国籍等の乳幼児等は年々増加しているが、保育所、認定こども園等における具体的な援助や実践については、個々の保育士、保育教諭等の努力と工夫に委ねられている状況にあるとの指摘がある。
- そのため、保育士、保育教諭等が有する保育に関する専門性を援助の基盤としつつも、園が必要とする専門知識を有する専門職や専門機関との連携の下で、特別な配慮を必要とする乳幼児に適切な支援を行っていくことが重要である。



- ◆ 養護は保育所保育の基盤であり、保育所保育全体にとって重要なものであるとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開することとされている。
- ◆ また、乳幼児は同年齢であっても発達の個人差が著しいほか、家庭環境及び生活経験、入園までの保育所・認定こども園等の利用状況などにも違いがあることから、乳幼児一人一人の発達過程や興味、関心に応じた保育を行うことが重要である。
- ◆ さらに、障害の有無や国籍等による文化的・言語的背景の多様性等も考慮し、乳幼児一人一人の特性やニーズ等に応じた援助の更なる充実が求められている。これらのことと踏まえて、以下の事項について一層の改善・充実を図ってはどうか。

## ① 乳幼児期の育ちと学びを支える養護の重要性の明確化

- 養護が、乳幼児期全般を通した育ちと学びの基盤となり得るよう、位置付けや記載内容の整理を図ってはどうか。
- 例えば、現行の保育所保育指針の「養護に関するねらい及び内容」は、特に「乳児保育に関わるねらい及び内容」と重複する部分が多く、また、保育士等の援助と乳幼児の姿が混在する箇所があることなどから、より分かりやすく記載することが必要ではないか。

## ② 一人一人のこどもの理解を踏まえた援助の充実

- 保育におけるこどもの理解は、乳幼児と実際に関わり、心を通わせる中での保育士、保育教諭等の気付きや振り返りを通して、広がり、深まつていくものであることから、固定的な見方や決めつけに捉われない姿勢を大切にするとともに、乳幼児の行動や育ちを一般的な発達の目安や乳幼児同士の比較から優劣として捉えるのではなく、その過程や思いに目を向けることが重要ではないか。
- また、保育士、保育教諭等自身が保育の人的環境の一部であることを自覚し、自らのまなざしや関わり方が乳幼児にどのように受け止められているかを振り返る視点をもつとともに、乳幼児は場面や相手との関係性によって異なる姿を見せることを踏まえ、他の保育士、保育教諭等や保護者と乳幼児の姿を共有し、多面的に理解を深めていくことが重要ではないか。
- こうした丁寧なこどもの理解を踏まえた援助の充実は、乳幼児一人一人の**人権**に配慮し、**人格**を尊重することにつながるとともに、**不適切な保育の防止**の観点からも重要ではないか。

## ③ 特別な配慮を必要とする乳幼児への援助の充実

- 障害のある乳幼児や外国籍等の乳幼児のみならず、全ての乳幼児に対して、一人一人の育ちゆく過程全体を大切にし、周囲の様々な人の相互的な関わりを通して育つ存在であることを踏まえた援助が重要ではないか。
- また、特別な配慮を必要とする乳幼児に対しても、保育の基本は共通であるが、より個別的な援助が必要である場合には、一人一人の特性やニーズ等に応じて、専門職や専門機関との適切な連携を図り、その充実を図っていくことが重要ではないか。

# 参考資料・データ

# 子ども基本法（令和4年6月法律第77号）

## 目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全ての子どもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

## 基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## 責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

## 白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**  
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

## 基本的施策

- **施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

## こども政策推進会議

- こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置**
  - ① **大綱の案を作成**
  - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
  - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

## 附則

**施行期日：令和5年4月1日**

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

# 幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せい状態)の向上にとって最重要

✓誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり

※児童虐待による死亡事例の約半数が0~2歳／就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される

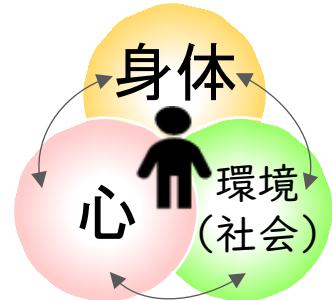
✓誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い

⇒社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全ての子どもの誕生前から幼児期までの  
「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念にのっとり整理した5つのビジョン

全ての子どもの生涯にわたる  
身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)  
な観点での包括的な幸福



⇒全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障  
✓乳幼児は生まれながらにして権利の主体  
✓生命や生活を保障すること  
✓乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通して子どものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント(愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠



「アタッチメント(愛着)」<安心>

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を得

豊かな「遊びと体験」<挑戦>

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものの出会い・関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

3 「子どもの誕生前」から  
切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要な環境を切れ目なく構築し、  
次代を支える循環を創出  
✓誕生の準備期から支える  
✓幼児期と学童期以降の接続  
✓学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイング  
と成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援  
✓支援・応援を受けることを当たり前に  
✓全ての保護者・養育者とつながること  
✓性別にかかわらず保護者・養育者が  
共育ち

5 子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、子どもの  
育ちを支える工夫が必要

✓「こどもまんなかチャート」の視点  
(様々な立場の人が子どもの育ちを応援)

✓こどもも含め環境や社会をつくる

✓地域における専門職連携やコーディネーターの役  
割も重要



【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期(いわゆる5歳児～小1)までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

# 子どもの権利や意見の尊重の一層の推進に向けて

## ～保育所や認定こども園等における子どもの意見の尊重等に関する調査研究 概要～

### I. 調査研究目的

- ・保育所や認定こども園等における子どもの意見や思い、考えの尊重に関する実践上の配慮や工夫等の実態等を把握すること
- ・子どもの意見や思い、考えの尊重の観点から保育実践の改善・充実に向けた必要な施策の検討につなげること

### 2. アンケート調査及びヒアリング調査

#### <アンケート調査>

- 調査対象: 保育所、認定こども園、小規模保育事業所
- 調査期間: 令和7年1月6日～1月31日
- 回収状況: 有効発送数 2,984件 (発送件数: 3,000件)
- 有効回収数: 1349件

#### <ヒアリング調査>

アンケート調査の自由記述を基に好事例を有していると思われる施設を中心に実施(9件)

#### (結果概要)

- ⇒多くの園において、子どもの意見や思い、考えを尊重することを意識して保育を行っていることを確認。
- ⇒子どもが思いや考えを表現できるよう、子ども同士や子どもと保育者の対話の時間を設けるなど、子どもが主体的に意見や思い、考えを表すようにする工夫については、関連するその他の工夫に比べて相対的に課題。より一層の工夫を期待。
- ⇒子どもの権利について改めて職員間で話し合ったり、子どもに権利の主体であることを積極的に伝えたりすることも、より一層の取組を期待。

#### 【アンケート項目】※子ども基本法の基本理念を軸に設計

- 思いや考えを受け止めるための取組  
信頼関係の構築 / 一人一人の興味関心に応じた保育  
思い・考えの把握 / 園運営
- 多様な社会的活動への参画
- 最善の利益の優先考慮
- 思い、願いがかなえられなかった際の工夫
- 子どもの権利に関する取組
  - ・子どもの権利についての職員間での話し合い
  - ・権利の主体であること等を子ども自身に伝えるなどの工夫
- 子どもの意見の尊重を行うに当たっての課題

### 3. 事例集の作成

- ◎保育所や認定こども園等における、子どもの意見や思い、考えの尊重に関する実践上の配慮や工夫について、調査で確認・収集された参考となる事例とそのポイントを整理
- ◎園の保育実践の改善・充実につなげることを目的として、以下の観点から事例を整理
  - 子どもが思いや考えを表せるようにするための工夫と課題 -子どもの意見の表明と社会参画の機会の確保の観点から- (第2章)
  - 子どもの思いや考えを受け止めるための工夫と課題 -子どもの意見の尊重と最善の利益を優先して考慮する観点から- (第3章)

# 保育所や認定こども園等における子どもの意見の尊重等に関する取組事例集(令和7年3月)

(令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「保育所や認定こども園等における子どもの意見の尊重等に関する調査研究」で作成)

## I. 概要

- 各保育所や認定こども園等における、子どもの意見や思い、考えの尊重に関する実践上の配慮や工夫について、調査で確認・収集された参考となる事例とそのポイントを整理。
- 子どもの背景・特性や地域特性、園の実情により各園における創意工夫のもとで活用されることを期待。

## 2. 構成

### 第1章 子どもの意見の尊重に関する基本的な考え方

- I-1.はじめに
- I-2.こども基本法における子どもの意見の尊重
- I-3.子どもの権利や意見の尊重の推進に向けて
- I-4.保育所や認定こども園等におけるこども基本法の基本理念の考え方

### 第2章 こどもが思いや考えを表せるようにするための工夫と課題

- 子どもの意見の表明と社会参画の機会の確保の観点から-
- 2-1.安心して、思いや考えを表現できるようにする
- 2-2.一人一人の興味や関心を大切にする
- 2-3.話し合いの経験を通し、互いの考え方や思いを認め合う
- 2-4.社会とのつながりを意識する

### 第3章 子どもの思いや考えを受け止めるための工夫と課題

- 子どもの意見の尊重と最善の利益を優先して考慮する観点から-
- 3-1.子どもの思いや考えを尊重する
- 3-2.“子どもにとって何が最善か”を問い合わせ続ける

### 第4章 園全体での取組

- 4-1.園全体の工夫についての参考情報

#### 2-3. 話し合いの経験を通し、互いの考え方や思いを認め合う



##### POINT

- ✓ 保育者や友達との信頼関係の中で、自分の話を聞いてもらうことにより、子どもは、自分の考え方や思いが相手に伝わる喜びを味わいます。また、自分も相手の話を聞きたいという意欲や態度が育ち、互いに伝え合うことの楽しさを経験します。
- ✓ こうした経験を通し、子どもは、相手への共感や思いやりの心を持つとともに、それぞれの多様な個性や考え方などに気づき、互いを尊重し、認め合うようになります。



##### 安心して発言できるようにする

話し合いの場では保育者が良い悪いを決めてしまう事はせず、子どもの思いを聞く事を第一にしています。必要があれば、保育者からも声をかけたり、子どもたちが安心して自分の意見を言えるよう工夫しています。

#### 2-4. 社会とのつながりを意識する



##### POINT

- ✓ 子どもは、保育所や認定こども園等だけでなく、家庭や地域社会の一員として生活しています。
- ✓ 様々な世代の地域の人々で自分の生活と関係が深い人と触れ合ったり、交流したりすることは、人と関わる力の育ちにつながります。
- ✓ ただし、こうした活動を単なる“イベント”として終わらせず、子どもにとってどのような意味があるのか、子どもがどのような興味や関心を抱き、どのように関わろうとしているのかを考える必要があります。子どもが主体的に活動に参画するという視点を持つことが重要です。

##### 子どもと地域との自然なつながり

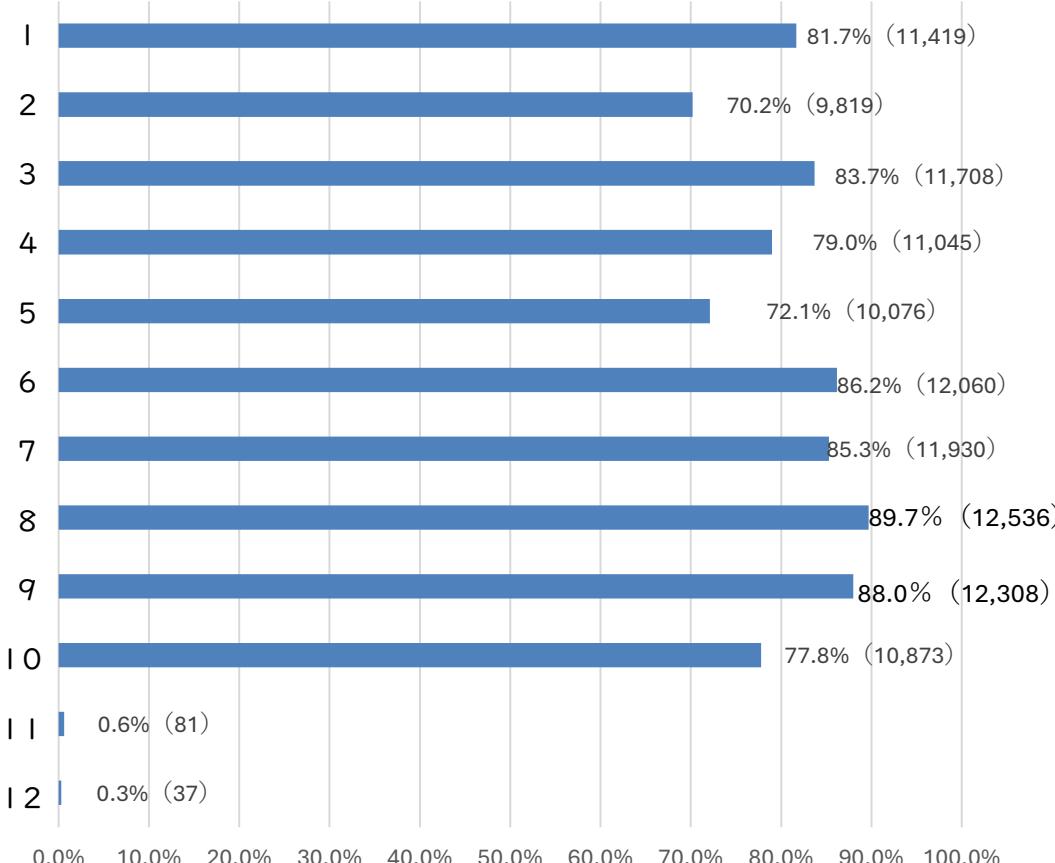
地域の方とは、日常的に園内で一緒に活動したり、交流する機会を作っています。0歳児や1歳児も、地域の方と一緒に遊んだります。園内で育てた野菜をプレゼントする時には、保育者がそっと手を添え、子どもたちが自分で「どうぞ」と渡せるように工夫するなど、子どもが「自分で渡したい！」という思いを大事にしています。子どもはもちろん、地域の方もとても喜んでくれています。



# 指導計画を立てる際に「生命の保持」「情緒の安定」において重視している項目について

出典:令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査

## 保育所



1. 一人一人のこどもの平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する
2. 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、こどもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める
3. 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通してこどもの生理的欲求を満たしていく
4. 家庭と協力しながら、こどもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする
5. こどもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようする
6. 食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、こどもが意欲的に生活できるよう適切に援助する
7. 一人一人のこどもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、こどもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉かけを行う
8. 一人一人のこどもの気持ちを受容し、共感しながら、こどもとの継続的な信頼関係を築いていく
9. 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人のこどもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける
10. 一人一人のこどもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようする
11. その他
12. 重視している特定の項目はない

※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

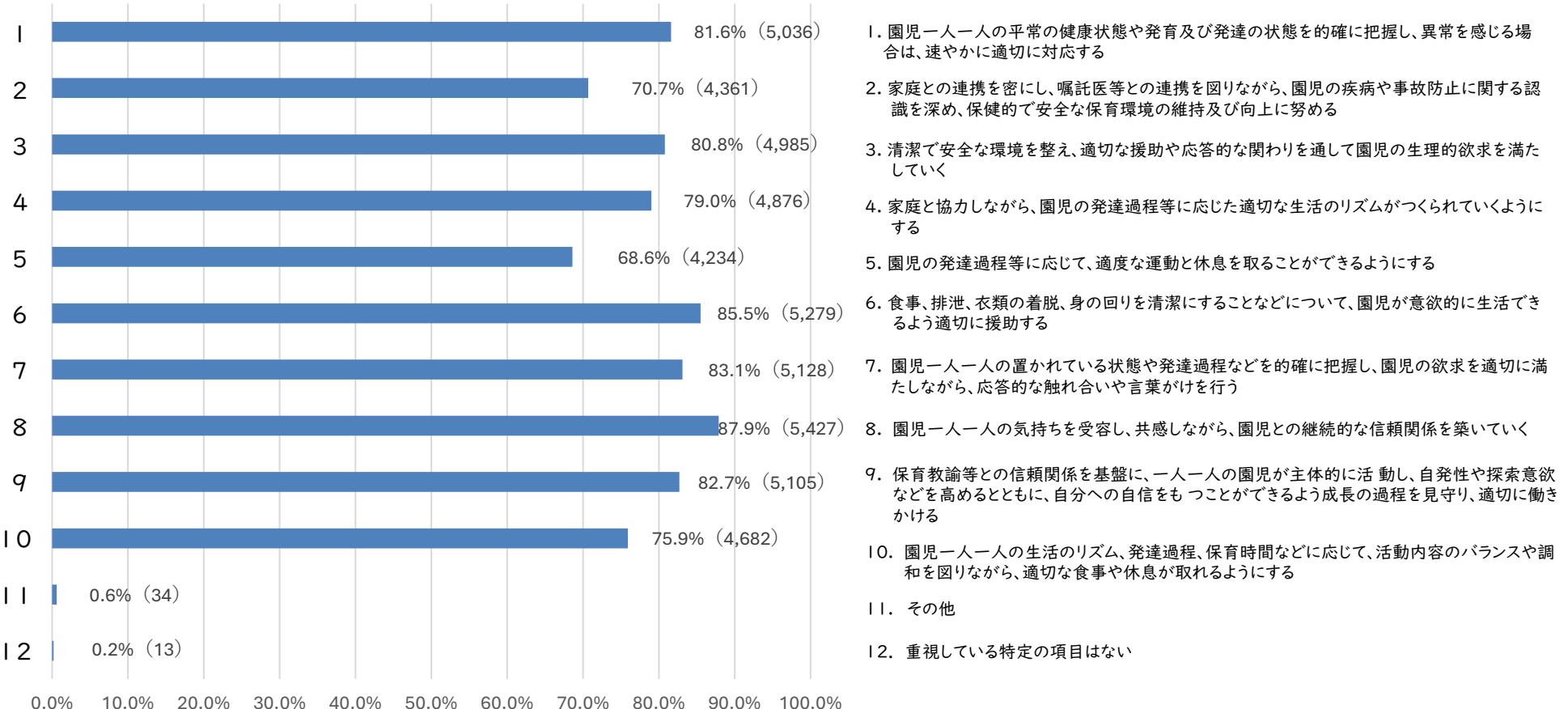
※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

# 指導計画を立てる際に「生命の保持」「情緒の安定」において重視している項目について

出典:令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査

## 認定こども園



※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

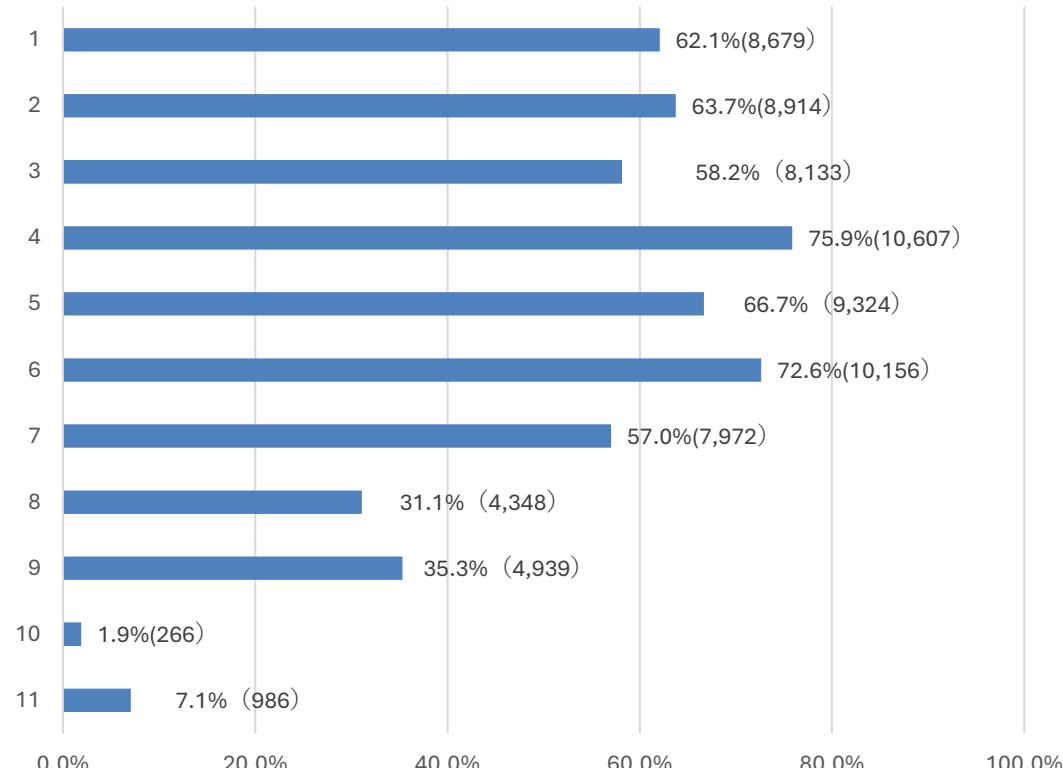
※3 複数回答

# 障害のある児童等に関する取組状況（保育所）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容に関する実態調査

※ 「障害のある児童等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

## 保育所



※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

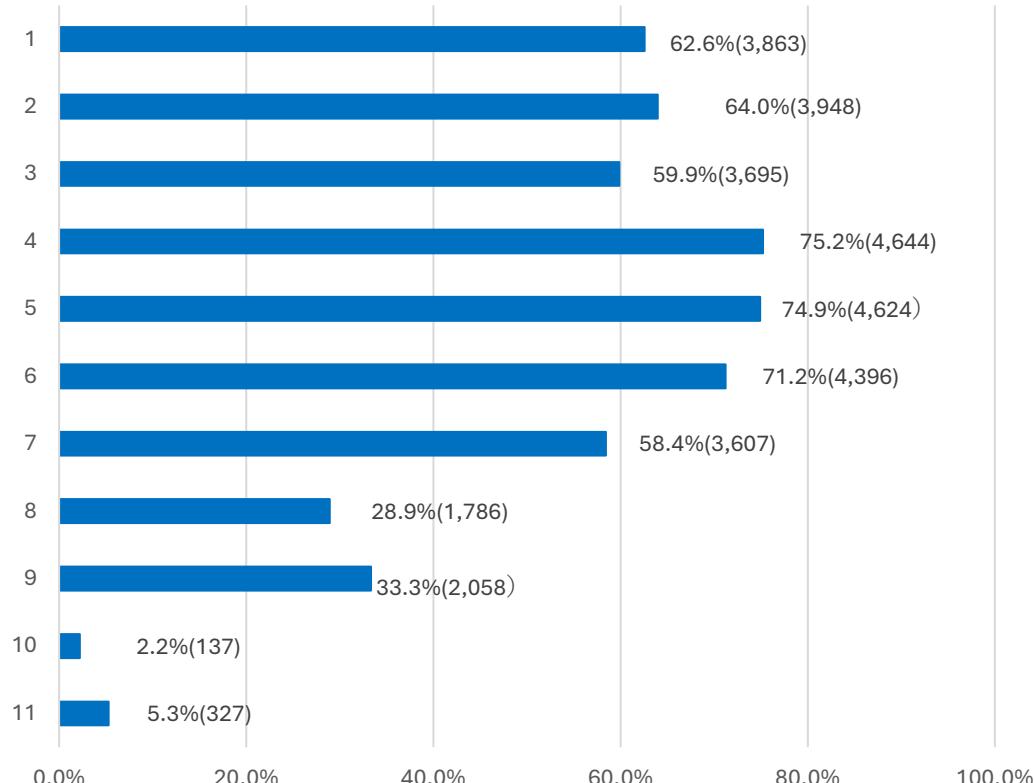
- 1 保育所と児童発達支援センター等の関係機関とで定期的に障害のある子どもの支援にむけて、話し合う機会をもっている
- 2 児童発達支援センター等に対し専門的な助言又は援助を要請している
- 3 保護者と子どもについての理解を深め合うための特別な機会を確保している
- 4 保護者の抱えてきた悩みや不安などを理解し支えるための援助を行っている
- 5 小学校との連携のため、保育所児童保育要録の送付以外に当該児の情報を共有したり、小学校教員が園を訪問したりしている
- 6 適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、個別の指導計画を作成している
- 7 家庭や関係機関と連携するための個別の支援計画を作成している
- 8 他の子どもの保護者に対する、障害等に対する理解が深まるよう支援している
- 9 障害のある子どもが地域で共に生きる意識をもつことができるようしたりするための配慮を行っている
- 10 その他（ ）
- 11 今年度、障害のある子どもは、在籍していない

# 障害のある幼児等に関する取組状況（認定こども園）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容に関する実態調査

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

## 認定こども園



- 1 認定こども園と児童発達支援センター等の関係機関とで定期的に障害のある園児の支援にむけて、話し合う機会をもっている
- 2 児童発達支援センター等に対し専門的な助言又は援助を要請している
- 3 保護者と園児についての理解を深め合うための特別な機会を確保している
- 4 保護者の抱えてきた悩みや不安などを理解し支えるための援助を行っている
- 5 小学校との連携のため、指導要録の送付以外に当該園児の情報を共有したり、小学校教員が園を訪問したりしている
- 6 適切な環境の下で、障害のある園児が他の園児との生活を通して共に成長できるよう、個別の指導計画を作成している
- 7 家庭や関係機関と連携するための個別の支援計画を作成している
- 8 他の園児の保護者に対する、障害等に対する理解が深まるよう支援している
- 9 障害のある園児が地域で共に生きる意識をもつことができるようになりするための配慮を行っている
- 10 その他 ( )
- 11 今年度、障害のある園児は、在籍していない

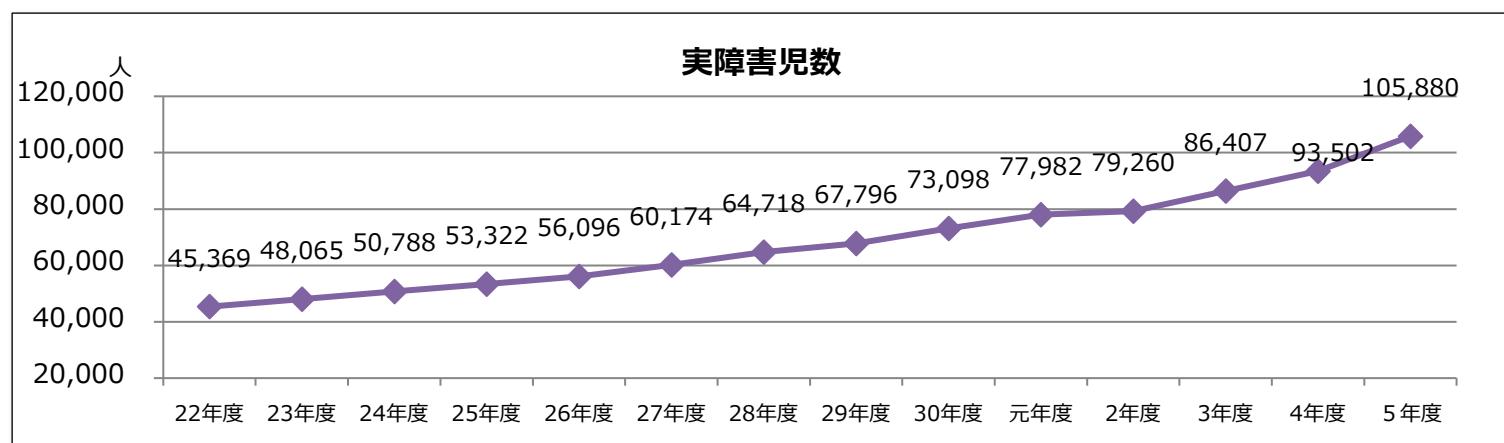
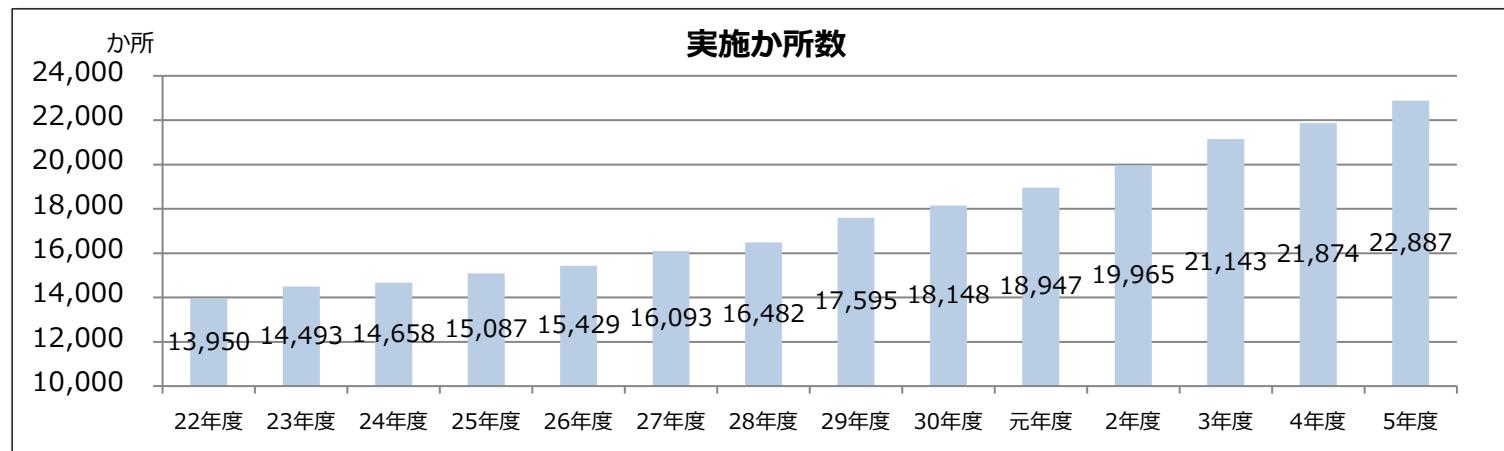
※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

# 障害児保育の実施状況の推移（保育所、認定こども園）

出典：令和6年4月時点こども家庭庁調べ

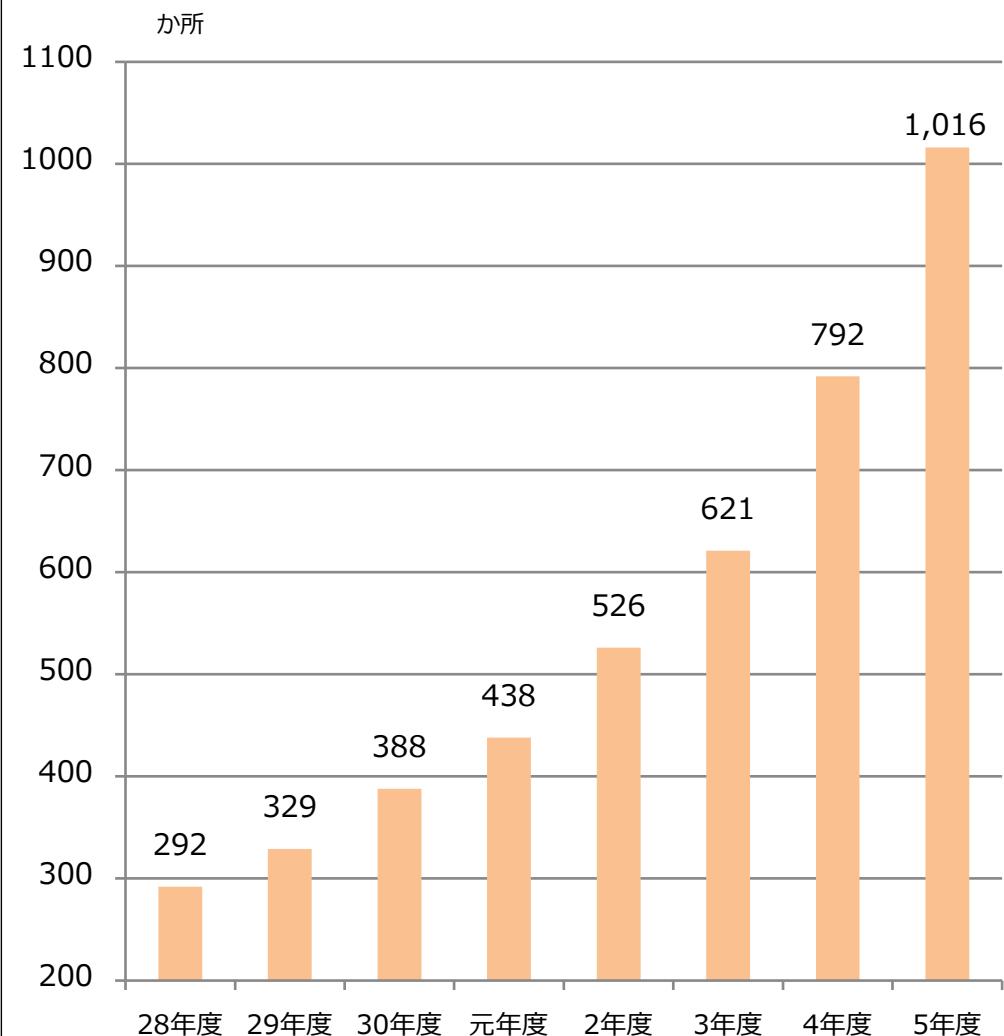


障害児受入施設数（か所） 保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）		実障害児数（人） 保育所・認定こども園（幼保連携型、保育所型）	
公立	私立	公立	私立
6,712か所	16,175か所	40,215 人	65,665 人
22,887か所		105,880 人	

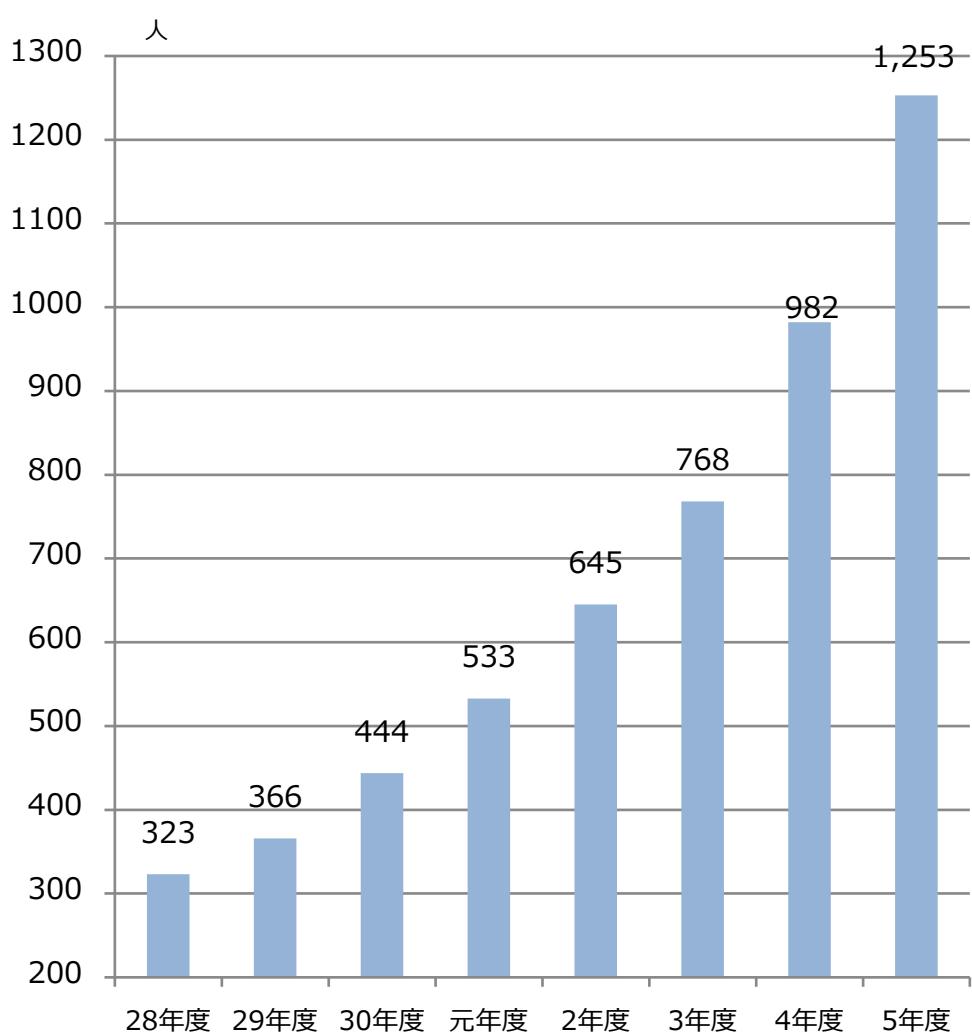
# 医療的ケア児の受け入れ状況の推移

出典：令和6年4月時点こども家庭庁調べ

医療的ケア児を受入れている施設数



医療的ケア児の受け入れ状況





## 保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集

### ①目的

- 平成30年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、今後さらに外国籍等の子ども・保護者の増加が見込まれます。「保育所保育指針」においても、改定にあたり外国籍家庭への支援が示されました。
- 本事例集は、市区町村の保育部局および実際に受け入れを行う保育所等の職員を対象として、外国籍等の子ども・保護者の保育を行ううえでの基本的な考え方や具体的な自治体・保育所等の事例について紹介することを目的として作成されました。



### ②構成

- 本事例集は全5章で構成されています。各章の概要は以下のとおりです。

#### はじめに

本事例集のねらい、対象者、構成について説明しています。

#### 第1章 外国籍等の子ども・保護者の受け入れに関する現状

市区町村を対象としたアンケートの結果にもとづき、外国籍等の子ども・保護者の受け入れにあたって市区町村・保育所等が抱えている課題についてみていきます。



#### 第2章 外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイント

保育所保育指針もふまえながら、外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイントについて解説しています。



#### 第3章 外国籍等の子ども・保護者の受け入れから卒園まで

保育所等の入園申し込みから卒園までの各場面における、市区町村や保育所等での課題や取組のポイント、実際の市区町村や保育所等における取組事例を紹介しています。詳しい内容は次頁に掲載しています。



#### 第4章 個別事例

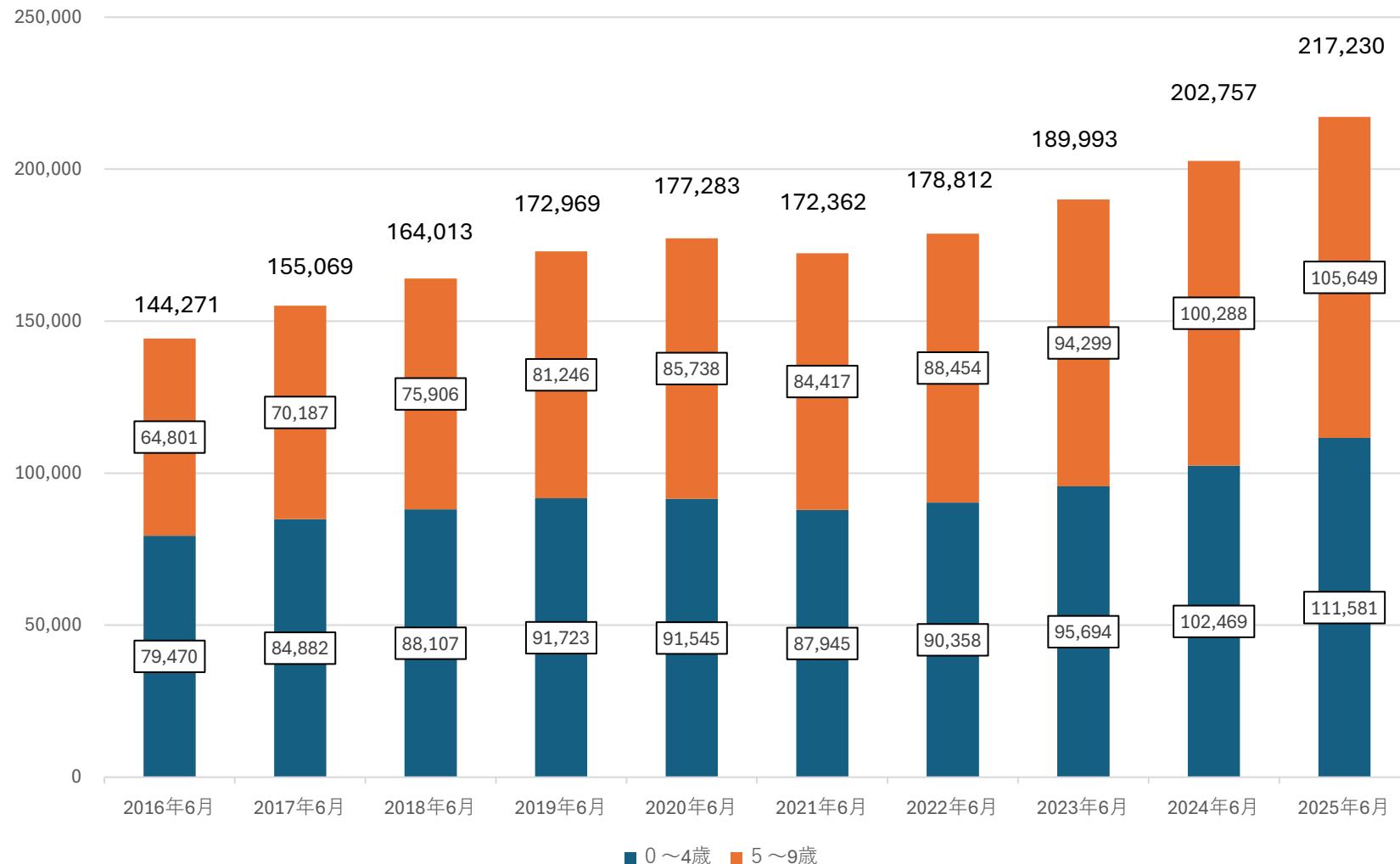
2つの市区町村を取り上げ、外国籍等の子どもの保育に関する取組が始まった経緯や取組内容、他部局との連携状況等について詳しく紹介しています。

#### 第5章 お役立ちツール集

外国籍等の子ども・保護者の受け入れにあたって参考となる情報（国や関連機関が作成しているツール等）を掲載しています。

## 在留外国人推移 (0~4歳、5~9歳)

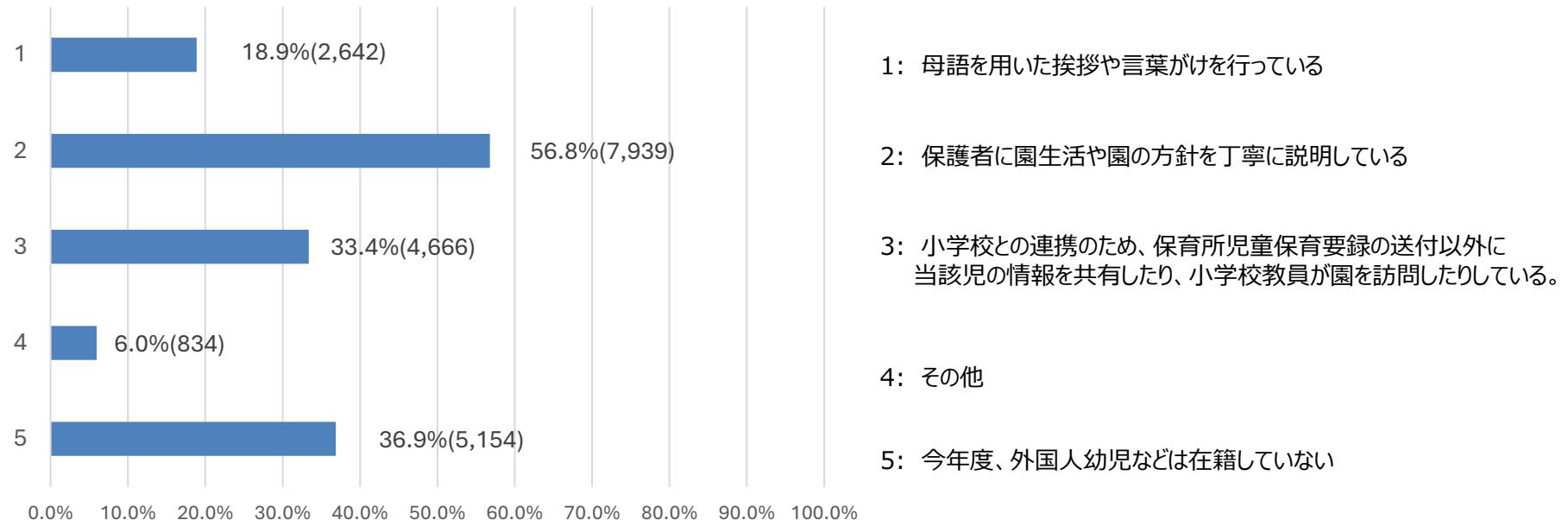
出典：平成28年度～令和7年度 総務省「在留外国人統計」



# 外国人幼児等に関する取組状況（保育所）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査

## 保育所



※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

# 外国人幼児等に関する取組状況（認定こども園）

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査

## 認定こども園



※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

## 概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関する保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

## 概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、日々の行為の延長に虐待があると解すべき。
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理。
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不斷の取組が重要である。

子どもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり



日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施される必要がある。

## ガイドライン目次

## I はじめに

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）について
3. 保育所等における虐待について
  - (1) 虐待について
  - (2) 「不適切な保育」について

## II 保育所等における対応

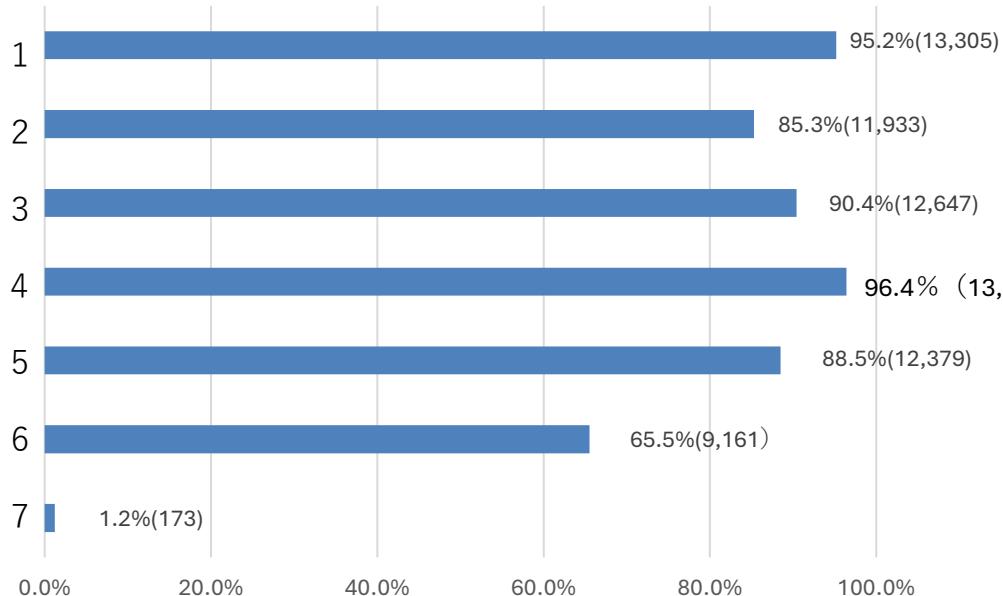
1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
  - (1) 子どもの権利擁護について
  - (2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
  - (3) 職員一人ひとりが子どもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること
2. 市町村等への相談
  - (1) 虐待と疑われる事案と確認した場合
  - (2) 虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合
3. 市町村等の指導等を踏まえた対応
4. さらにより良い保育を目指す

## III 市町村・都道府県（所管行政庁）における対応

1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
2. 虐待対応の全体像と体制整備について
  - (1) 虐待対応の全体像
  - (2) 体制整備
3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合
  - (1) 通報受理時に確認する事項等
  - (2) 個人情報保護との関係
  - (3) 通報による不利益取扱いの禁止について
4. 事実確認の準備と実施
  - (1) 通報内容の情報共有の実施
  - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
  - (3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合
  - (4) 初動対応の決定
  - (5) 事実確認の実施
5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
  - (1) 虐待の具体的な判断過程
  - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
  - (3) 虐待と判断される行為の指標
  - (4) 指標に基づく判断の具体例について
  - (5) 判断後の対応
  - (6) 虐待と判断した場合の対応
  - (7) フォローアップ
  - (8) 児童福祉審議会への報告等
  - (9) 虐待の状況の定期的な報告・公表

## IV 参考資料

## 保育所



- 1: こどもの心身の状態の観察を通じて把握すること
- 2: 家庭での生活、養育の状態等を把握すること
- 3: 送迎の機会等を通じて保護者の状況等を把握すること
- 4: 職員間において、こどもの様子や状況の変化に関する気付きを共有すること
- 5: 市町村等や関係機関と情報共有等の連携を図ること
- 6: マニュアルを作成するなどして基本的な対応の手順や内容等を明確にしておくこと
- 7: その他

※1 母数：13,983（公設公営4,994、公設民営1,375、民設民営7,614）

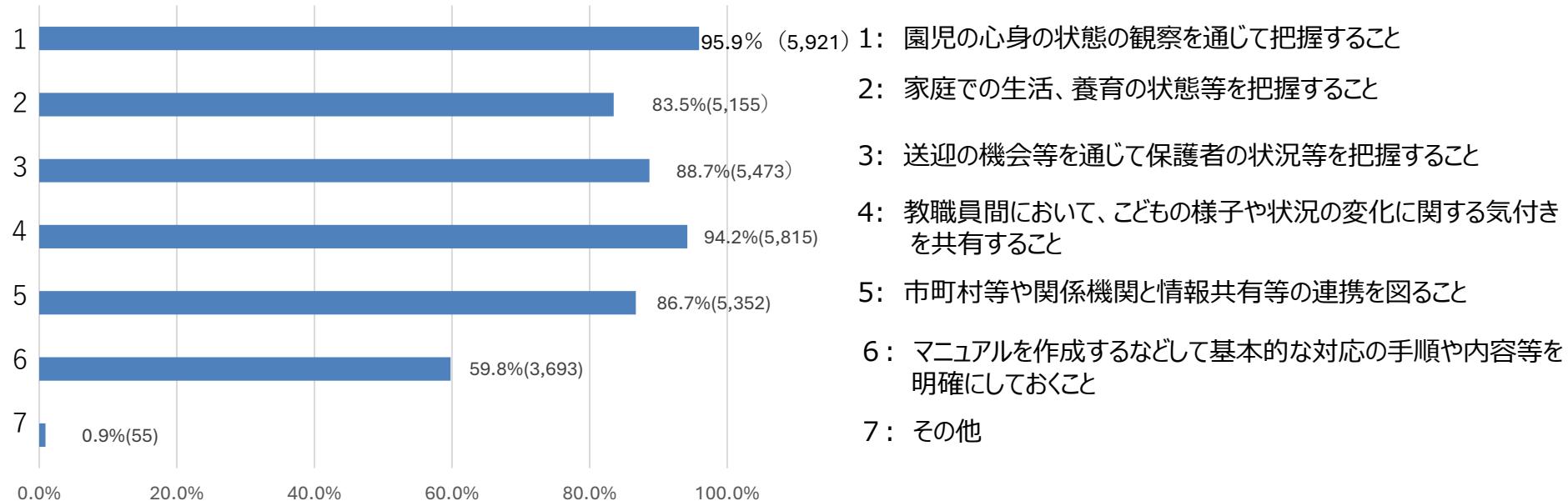
※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

# 虐待対策として取り組んでいる事項について

出典：令和6年度保育所・認定こども園に関する保育の内容等に関する実態調査

## 認定こども園



※1 母数：6,172（幼保連携型5,002、保育所型1,108、地方裁量型62）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答